

令和5年度 韮崎市子ども・子育て会議

日 時 令和6年2月28日（水）
午後7時～
場 所 市役所別館 201 会議室

1 開 会（こども子育て課長）

2 会長・副会長の選出について

資料1

3 会長あいさつ

4 議 題

（1）子どもの権利条例・こども計画
（第3期子ども・子育て支援事業計画）について

資料2

（2）韮崎東保育園の民営化について

資料3

（3）市内教育・保育施設における令和6年度認可・
利用定員について

資料4

（4）その他

・こどもまんなか応援サポーターの概要について

資料5

・韮崎市長×中学生 意見交換会について

資料6

【参考】こども基本法ってなに？

資料7

5 閉 会（副会長）

韮崎市子ども・子育て会議について

こども基本法が令和5年4月に施行されたことに伴い、地方公共団体がこども施策を一元的に実施するための連携確保の手段として協議会を設置できるとされたことから、韮崎市では、子ども・子育て会議に若者等新たな分野の委員を加え、市の総合的なこども施策の協議及び連絡調整を行う組織として位置づけることとしました。

本協議会では、主に保育等子育て支援サービスの利用定員の設定、市のこども計画（子ども・子育て支援事業計画等、関連計画を含む）の計画策定・評価等について、各委員の持つ様々な知見からご意見・ご審議をいただきます。

韮崎市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、韮崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（任務）

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について市長の諮問に応じ調査審議する。

2 子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長に建議することができる。

（組織）

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 法第6条第2項に規定する保護者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が会議を招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 子育て会議は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（事務）

第7条 子育て会議の事務は、こども子育て課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、子育て会議が市長の同意を得て定める。

子どもの権利条例・こども計画 (第3期子ども・子育て支援事業計画) について

1. 概要

子ども・子育て支援新制度に基づいて、教育・保育・子育て支援の充実を図る「**葦崎市子ども・子育て支援事業計画**」を平成27年3月に策定し、その後、新たな行政需要と本市が展開してきた子育て支援施策をより一層推進することを目的として、現行計画である「**第2期葦崎市子ども・子育て支援事業計画**」が策定されました。

令和5年4月に施行された「**こども基本法**」では、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を定めるよう努めるとされたことから、次期計画については、子ども施策に関する事項を定める計画を一体で策定します。

また、こども計画の策定にあたり、子ども施策の理念と基本姿勢について明示し、子どもや市民に対する啓発、関係組織の連携、制度や仕組みの構築を図れるよう、それらの規範となる子どもの権利条例の制定を平行して進めていきます。

2. 計画の位置づけ

現行計画については、①子ども・子育て支援法第61条に規定されている「**市町村子ども・子育て支援事業計画**」②次世代育成支援対策推進法第8条に規定されている「**市町村行動計画**」、③母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の「**自立促進計画**」、④子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条～第14条における地方公共団体が行う支援等の内容に対応する本市の施策を盛り込んでいます。

次期計画については、次のとおり各法令に基づく計画に位置づけ、こども計画として一体的に策定します。

- ①子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、市町村子ども・若者計画
- ②子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、市町村計画
- ③その他法令の規定により地方公共団体が作成する計画
 - (1) 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
 - (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
 - (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子家庭等及び寡婦自立促進計画

3. 計画期間

令和6年度に現行計画の達成状況の確認と見直しを行うこととなっており、新たに策定する次期計画は令和7年度から令和11年度までの5か年計画となります。

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
葦崎市子ども・子育て支援事業計画 (第2期 現計画)									
				評価 ・ 策定	(仮称) 葦崎市こども計画 (次期計画) (令和7年度～令和11年度)				

4. 令和6年度スケジュールについて

条例と計画が両輪として機能するよう、各種調査・素案などについて、子ども・子育て会議の中で審議を行います。

予定時期	こども計画	子どもの権利条例																								
令和6年 5月	★子ども・子育て会議開催（第1回）																									
	・アンケート内容の審議、承認	・条例制定の目的、他自治体の動向																								
6月 ～ 8月	<p><アンケート調査実施></p> <p>・市内在住者のうち次の者について、園や学校を通じた配布、または郵送により調査を実施。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>年齢</th> <th>回答者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">未就学児</td> <td>0～5歳</td> <td>保護者</td> </tr> <tr> <td>園児</td> <td>保護者</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小学生</td> <td>1～3年</td> <td>保護者</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>保護者</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>児童</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学生</td> <td>2年</td> <td>保護者</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>生徒</td> </tr> <tr> <td>若者</td> <td>15歳～ 39歳</td> <td>本人</td> </tr> </tbody> </table>		対象	年齢	回答者	未就学児	0～5歳	保護者	園児	保護者	小学生	1～3年	保護者	5年	保護者	5年	児童	中学生	2年	保護者	2年	生徒	若者	15歳～ 39歳	本人	<p><子どもの意見聴取の実施></p> <p>・子どもが利用する施設におけるワークショップの開催、SNS等を活用した意見聴取を実施。</p>
	対象	年齢	回答者																							
	未就学児	0～5歳	保護者																							
		園児	保護者																							
	小学生	1～3年	保護者																							
		5年	保護者																							
		5年	児童																							
	中学生	2年	保護者																							
		2年	生徒																							
	若者	15歳～ 39歳	本人																							
10月	★子ども・子育て会議開催（第2回）																									
	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期計画の評価 ・アンケート結果の報告 ・第3期計画事業量、保育量等の検討 ・計画骨子の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取結果の報告 ・条例骨子の検討 ・リーフレット作成等の検討 																								
12月	★子ども・子育て会議開催（第3回）																									
	・計画案の審議	・条例素案の審議																								
12月	<計画案パブリックコメント実施>																									
令和7年 2月	★子ども・子育て会議開催（第4回）																									
	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果の報告 ・計画、計画概要版の審議、承認 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果の報告 ・条例、リーフレットの審議、答申 																								

「(仮称) 韮崎市子どもの権利条例」の制定に向けた検討について

I 条例制定の意義・目的について

- ・令和4年度に国で「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日からスタートしました。
- ・国が推進している「こどもまんなか社会」の実現とは、常に子どもにとって最善の利益とは何かを第一に考え、子どもに関する取組・政策が日本社会の真ん中に据えられる社会のことです。
- ・本市において取り組んでいる「子ども・若者が活躍できる社会の実現」・「子育て支援の充実」は、「こどもまんなか社会」の実現と一致するものであり、条例によって、「子どもにやさしいまちづくり」を推進することが大切です。

II 「子どもの権利」とは？

- ・大人と同じように、子どもも一人の人間として、生まれたときから権利を持っています。
- ・子どもが、いじめや虐待などを受けることなく、自分らしく、安心して過ごすことができるように、一人ひとりの権利が守られなければなりません。
- ・子どもにとって大切な権利とは、おおきく次の4つにまとめられることがあります。
①生きる権利、 ②育つ権利、 ③参加する権利（意見を聴かれる権利）、 ④守られる権利

III 子どもの権利条約・こども基本法との関係について

- ・国際社会では、1989年に国連総会で「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択され、196の国と地域が批准しています。日本も1994年にこの条約を批准しています。
- ・国の「こども基本法」は、基本的に国が施策を推進するために定めた法律です。
- ・本市で条例を検討するときは、子どもの権利条約、こども基本法の考え方を踏まえていきます。

IV 「子どもの権利条例（子ども条例）」の役割とは？

- ・国でこども大綱が定められ、都道府県、市町村等で地方版こども計画が定められて「こども施策」が実施されることとなります。
- ・都道府県、市町村等が根拠を持って、「こども施策」を実施していくためには、「その仕掛けを条例をもって整えていく必要」があります。（イメージ図は次頁参照）
- ・特に市町村は、子どもに最も近い存在として、こども基本法下で次の5つが求められています。
①全ての人が子どもの権利について共通認識をもつ
②子どもの権利を保障する大人それぞれの役割（責務）を確認する
③子どもの権利を保障する「こども施策」の実施をはかり検証を行う
④子どもが参加する仕組みを整える
⑤子どもの声を代弁する仕組みを整える

V 全国における条例の制定状況（令和5年5月現在）について

- ・子どもの権利に関する条例（総合条例）を制定している都道府県・市町村は全国で64あります。
- ・山梨県内では2つあります（制定順）。
①甲府市子ども未来応援条例（令和2年3月30日公布・施行）
②やまなし子ども条例（令和4年3月29日公布・施行）



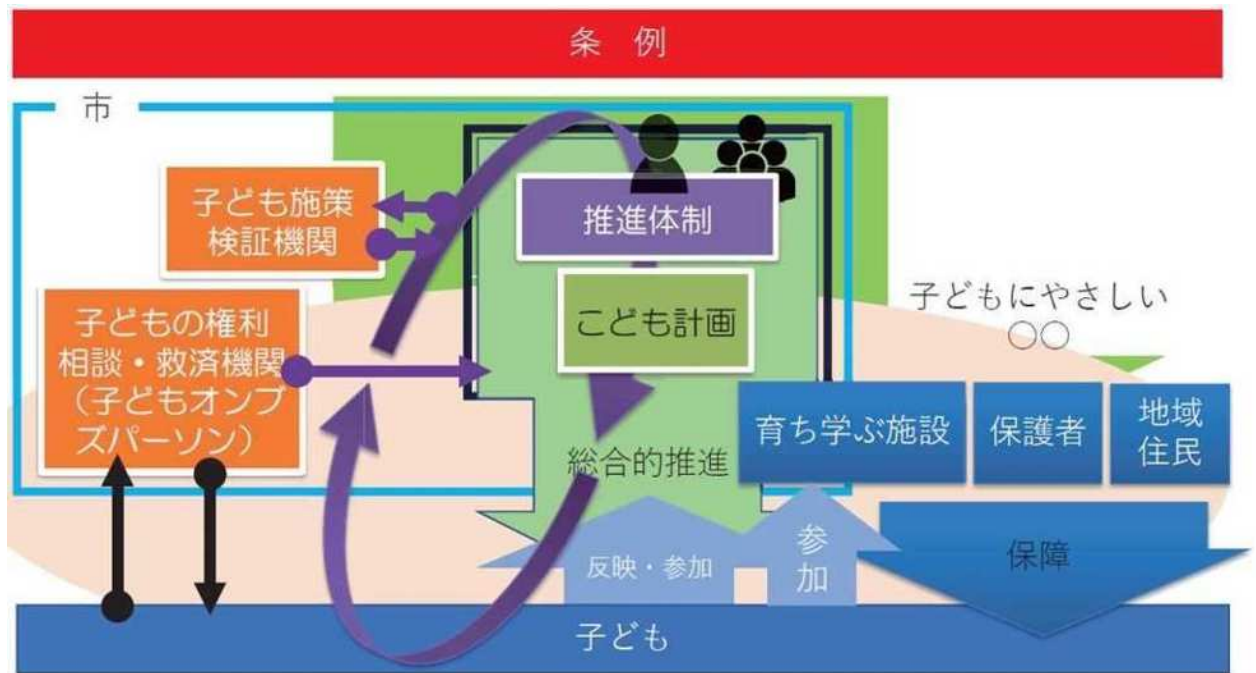
← 全国の条例一覧はこちらを参照

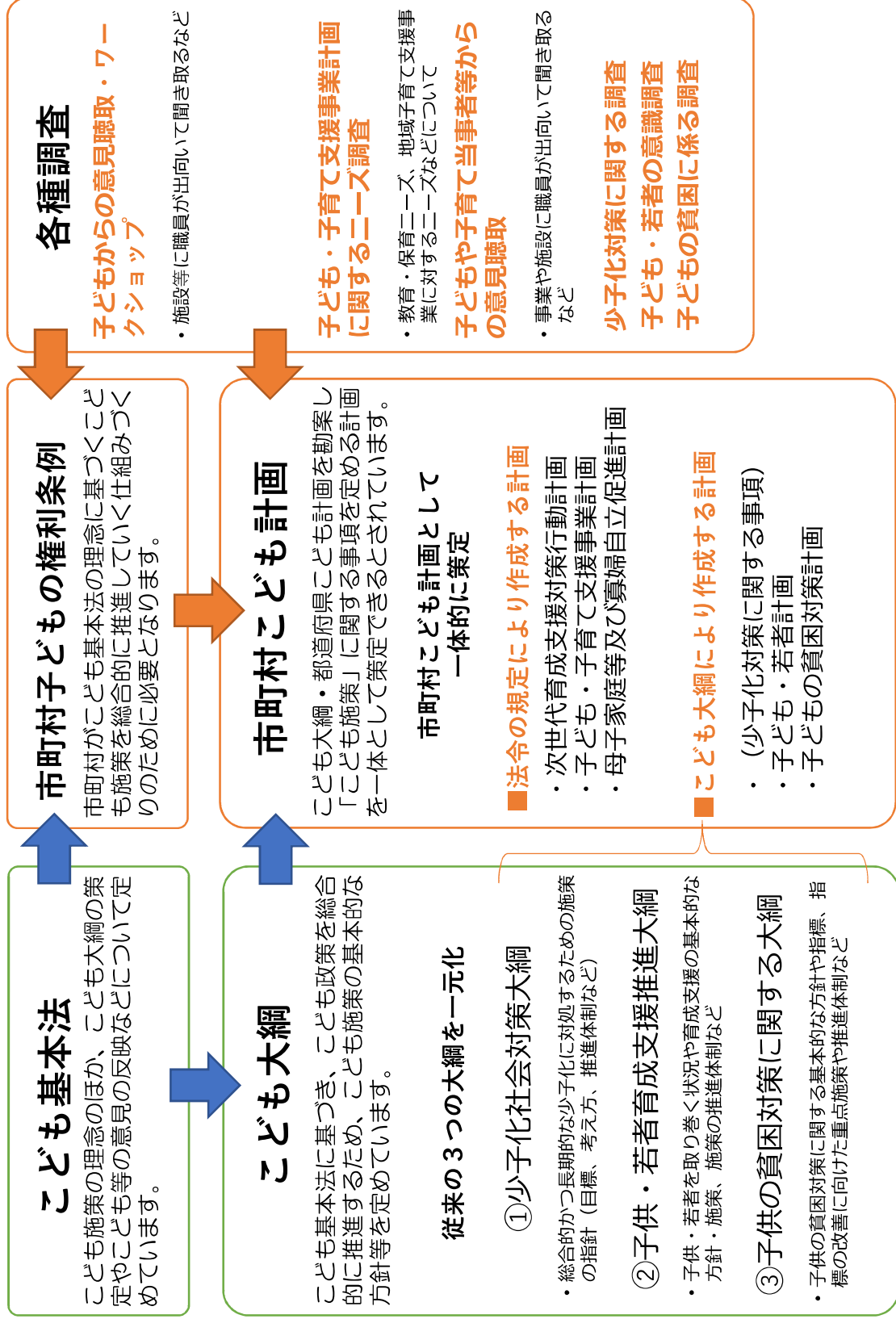
VI 条例制定に向けた本市の検討方法（今後の方向性）

- ・条例制定に向けた内容の検討は、「韮崎市子ども・子育て会議」で行います。
- ・アンケート調査・ワークショップ等を行い、子どもや保護者等から意見を聴いていきます。

（参考）全国における条例の制定状況は、国連 NGO・特定非営利活動法人子どもの権利条約総合研究所によるものです。
（補足）この資料は、市職員の研修「こども基本法下における自治体の役割」（講師：野村武司先生（東京経済大学教授）、令和6年2月6日実施）を基に作成しています。

図 条例における仕組みのイメージ(総合条例) (作成:野村武司先生)





葦崎東保育園の民営化について

「葦崎市立保育園民営化計画（平成28年11月策定）」に基づく葦崎東保育園の民営化につきましては、社会福祉法人ゆうゆうの運営する「キツキ」が令和6年4月に開園することとなり、計画完了となります。

今後は、市立保育園は「すずらん保育園」「たんぽぽ保育園」の2園体制になり、公立・私立の運営主体が互いに協力し切磋琢磨する中で、より質の高い保育サービスを提供できるよう努めてまいります。

【園舎の設計イメージ】



【峡北消防本部より見た建設中の写真】



令和6年度市内特定教育・保育施設の利用定員について

□ 公立保育園

令和6年2月28日 現在

園名	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
たんぼぼ	R6園児数計	9	24	24	29	29	30	145
	R5利用定員	12	24	24	30	30	30	150
	R6利用定員	12	24	24	30	30	30	150
	認可定員	60			30	60		150
すずらん	R6園児数計	7	24	26	35	34	37	163
	R5利用定員	9	24	26	47	52	52	210
	R6利用定員	9	24	26	47	52	52	210
	認可定員	59			47	104		210
計	R6園児数計	16	48	50	64	63	67	308
	R5利用定員	21	48	50	77	82	82	360
	R6利用定員	21	48	50	77	82	82	360
	認可定員	119			77	164		360

□ キヅキ

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R6園児数計	3	18	15	16	9	15	76
R5利用定員							
R6利用定員	8	20	20	28	28	28	132
認可定員	48			28	56		132

□ すみれ菲崎保育園

区分	3号認定		1号認定	2号認定	計
	0歳児	1,2歳児	3歳以上児	3歳以上児	
R6園児数計	7	30	6	62	105
R5利用定員	7	33	10	70	120
R6利用定員	7	33	10	70	120
認可定員	40		10	70	120

□ 山梨英和ダグラスこども園

区分	3号認定		1号認定	2号認定	計
	0歳児	1,2歳児	3歳以上児	3歳以上児	
R6園児数計	2	24	21	32	79
R5利用定員	6	24	25	40	95
R6利用定員	6	24	25	40	95
認可定員	30		30	40	100

□ 菲崎カトリック白百合幼稚園

区分	1号認定			計
	3歳児(未満児を含む)	4歳児	5歳児	
R6園児数計	73	52	41	166
R5利用定員	74	48	58	180
R6利用定員	74	48	58	180
認可定員	280			280

韮崎市こどもまんなか応援サポーター宣言について

更新日：2023年09月26日

韮崎市では、「子と親をまるごと育むまちづくり」を推進する中で、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、このたび「こどもまんなか応援サポーター」として活動することを宣言しました。



こどもまんなか応援サポーターとは

こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組んでいただける個人、団体・企業、自治体等を、「こどもまんなか応援サポーター」と呼んでいます。こども・若者に意見を聴き尊重したうえで何ができるのか、その答えはさまざまで、正解はありません。それぞれにできる、こどもまんなかに向けたアクションをぜひお願いします。

こども家庭庁ホームページより

[こどもまんなか応援サポーター | こども家庭庁](#)

韮崎市「こどもまんなか応援サポーター」宣言

韮崎市は、「こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現する」という「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として、「子と親をまるごと育むまちづくり」をより一層進めていくことを宣言します。

令和5年9月21日

韮崎市市長 内藤久夫

韮崎市の「こどもまんなか応援サポーター」としての取組

●1 子どもの命と生活を守る取組みの強化

全ての子どもの命が大切にされ安心して暮らせる環境づくりに向け、虐待やいじめの防止、子どもの居場所の確保等に努め、子どもの権利に関する認識や理解を深める啓発に取り組んでいきます。

● 2 子どもと社会の関わりを深める機会の創出

子どもの育ちや学びを制限することなく、その意見や考えを尊重する中で発達にあわせた社会への関わりができるよう、まちづくりに関する意見交換会など様々な機会の創出に努めています。

● 3 子どもの成長を支える子育てサポートの充実

子ども自身や親を取り巻く境遇に関わらず、子どもが将来への可能性を発揮できるよう、子どもの健やかな成長を支える基盤である子育てサポートの充実を図っています。

「こどもまんなか応援セミナー」の開催

こどもまんなかの取組みの第1弾として、令和5年9月21日、韮崎市役所4階大会議室において、こども家庭庁参加の清原慶子氏を講師にお迎えし、韮崎市職員研修会と併せた「こどもまんなか応援セミナー」を開催しました。

清原氏の講演後、内藤市長から「こどもまんなか応援サポーター」宣言の宣言文が読み上げられました。

なお、当日の様子セミナーの様子については、[韮崎市公式YouTube](#)へ近日中に配信予定です。



関連するページ

- ➡ [ベビーファースト運動について](#)
- ➡ [韮崎市赤ちゃんに優しい事業所（ベビーファースト運動）](#)

この記事に関するお問い合わせ先

こども子育て課 子育て支援担当

〒407-8501
山梨県韮崎市水神一丁目3番1号
電話番号：0551-22-1111（内線174・175・179）
[メールでのお問い合わせはこちら](#)



人口減少の解決策はこれだ！ 中学生 が市長に自分たちのアイデアを直接提 案 韮崎市



2023年11月1日(水) 17:40

国内

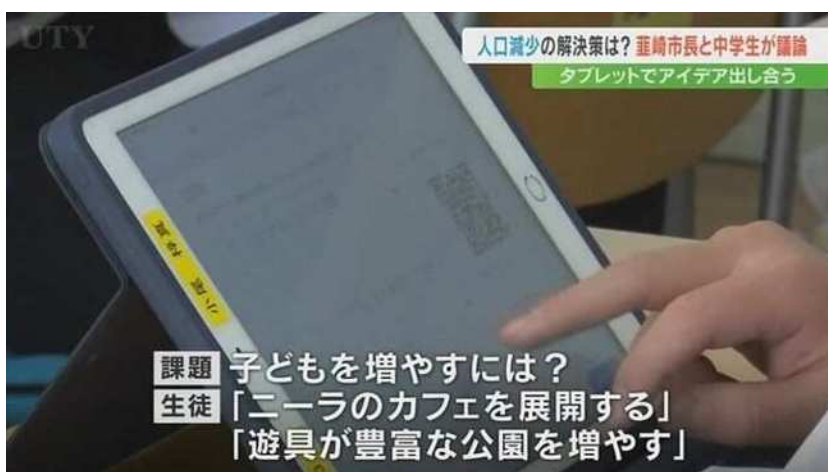
人口減少にどういった解決策があるか。

韮崎市の中学生たちが市長にアイデアを出し合いました。





きょう11月1日は市内2つの中学校と市長室とをオンラインでつなぎ、3年生約150人がタブレットに自分の考えを打ち込む形で内藤久夫市長と議論しました。



そして子供を増やすためにどうすればいいかという課題に、生徒たちは「市のマスコットキャラクター＝ニーラのカフェを展開する」や「遊具が豊富な公園を増やす」などといったアイデアを出していました。



生徒は：

「私たちが市長に直接意見を言える場というのはとても嬉しいことだと感じた」「（韮崎市の）魅力を改めて感じたり、課題を改善するために様々な意見が聴けて良かった」



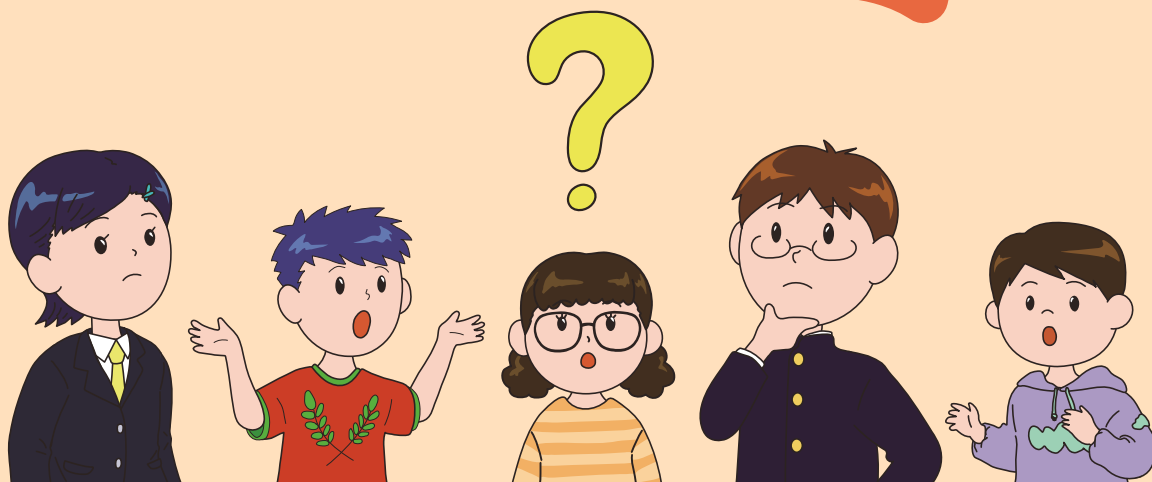
市は生徒の意見を確認し、まちづくりに反映できるか検討するということです。

すべての子ども・おとなに知ってほしい

子ども 基本法

ってなに？

やさしい版



こどもまんなか
こども家庭庁

はじめに

「きほんほう しこども基本法」を知っていますか？

わかもの ひとり たいせつ そんざい
こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。
じぶん しあわ せいちょう く
みなさんが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、
しゃかいぜんたい ささ じゅうよう
社会全体で支えていくことがとても重要です。

きほんほう しゃかい めざ
こども基本法とは、こうした社会を目指して
わかもの かん とりくみ すす うえ
こどもや若者に関する取組を進めていく上で
きほん き ほうりつ
基本になることを決めた法律です。
れいわ ねん がつ かていちょう どうじ
令和5年4月に、こども家庭庁ができるのと同時に
きほんほう うご だ
こども基本法も動き出します。

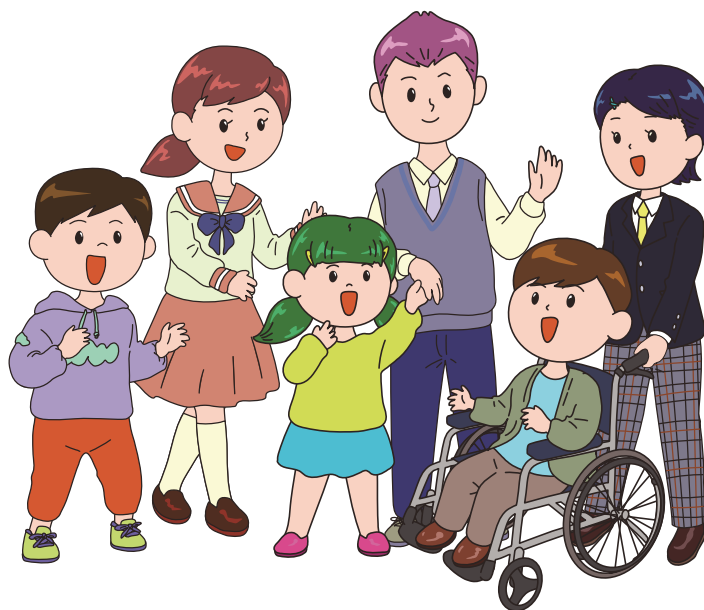
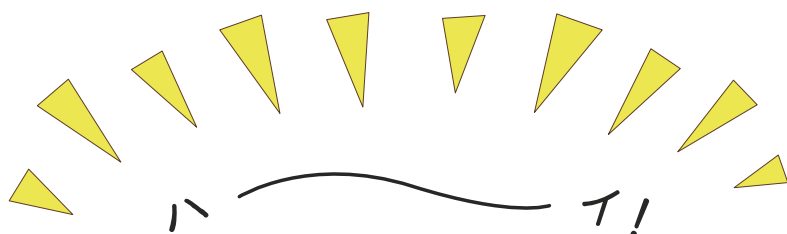
ぜひこのパンフレットで「きほんほう しこども基本法」のことを知っていただき、
「しゃかい いっしょこどもまんなか社会」を一緒につくっていきましょう。



もくじ

- ・そもそもなんのためにこの法律をつくったの? P04
- ・「こども施策」ってどんなこと? P05
- ・「こども」って何歳までのことを言うの? P06
- ・こども施策が大切にしている考え方って何? P07 P08
- ・「児童の権利に関する条約」について知っておこう! .. P09 P10
- ・こども施策について意見を言いたいんですが...? P11
- ・私たちはどうやって意見を言うの? P12
- ・私たちから聴いた意見はどうなるの? P13 P14
- ・こども施策はどうやって進めていくの? P15
- ・こども基本法って、もっとたくさんの人に P16
知らせたほうがいいんじゃない?

それでは、
きほんほう
「こども基本法」について
しつもん いけん ひと
質問や意見がある人！



こた
さっそくお答えしていきます！

Q. そもそもなんのために この法律をつくったの？



A

すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、
その基本的な考え方ははっきりとさせ、国や都道府県、市区町村など
社会全体で、子どもに関する取組「子ども施策」を進めるためにつくられ
ました。これから国や都道府県、市区町村は、この子ども基本法の
内容にそって、子どもや若者に関する取組を進めていきます。



もっと知りたい人はこちら！

第1条(目的) ※一部文章を抜き出し

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、(略)子ども施策を総合的に推進することを目的とする。

Q. 「こども施策」って どんなこと？



A

以下のような、こどもに関する取組などを「こども施策」といいます。

・おとなになるまでの心や身体の成長をサポートすること

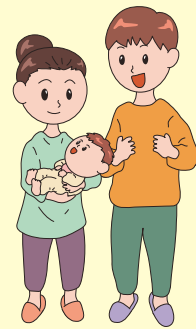
例えば… 居場所づくり、いじめ対策 など

・子育てをする人たちへのサポートをすること

例えば… 働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など



こどもの成長



子育て

もっと知りたい人はこちら！

第2条(定義) ※一部文章を抜き出し

第2条 (略)

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

Q. 「こども」って なんさい 何歳までのことを言うの？



A

こども基本法では、18歳や20歳といった“年齢”で必要なサポートが
なくなならないよう、心と身体の成長の段階にある人を「こども」と
しています。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて
社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。



もっと知りたい人はこちら！

第2条(定義) ※一部文章を抜き出し

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 (略)

Q. し さく たいせつ こども施策が大切に かんが かに している考え方って何？



A

し さく たいせつ かんが かに おこな
こども施策は、6つの大切な考え方をもとに行われます。

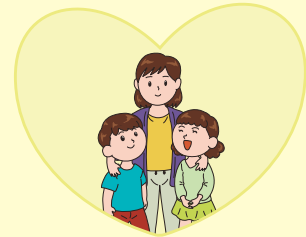
1

たいせつ
すべてのこどもが大切にされ、
き ほんてき じんけん まも さべつ
基本的な人権が守られ、差別されないこと



2

だいじ そだ
すべてのこどもが大事に育てられ、
せいかつ まも あい ほご けんり まも
生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、
びやうどう きやういく う
平等に教育を受けられること



3

ねんれい せいちやう ていど あ
すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、
じ ぶん ちやくせつかんけい いけん い
自分に直接関係することに意見を言えたり、
かつどう さんか
さまざまな活動に参加できること



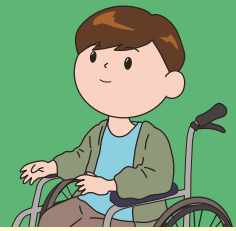
し ひと
もっと知りたい人はこちら！

だい じやう きほんり ねん いちぶぶんしやう め だ 第3条(基本理念) ※一部文章を抜き出し

だいさんじやう し さく つぎ かか じこ う きほんり ねん おこな
第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

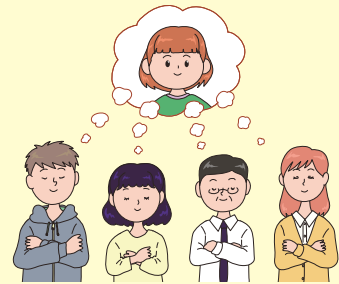
- 一 すべ こじん そんちやう きほんてきじんけん ほしやう
全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、
さべつてきとりあつか う
差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 すべ てきせつ じやういく せいかつ ほしやう あい ほご
全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、
すこ せいちやうおよ はったつなら じりつ ほか ほか ふくし かか けんり ひと
その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく
ほしやう きやういくきほんほう へいせいじゆうはちねんほうりつだいひやくにじゅうごう せいしん きやういく う
保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける
きかい ひと あた
機会が等しく与えられること。
- 三 すべ ねんれいおよ はったつ ていど おう じこ ちやくせつかんけい すべ じこ う
全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項
かん いけん ひやうめい きかいおよ たやう しゃかいてきかつどう さんかく きかい かくほ
に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

Q. こども施策が大切に している考え方って何？



4

すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること



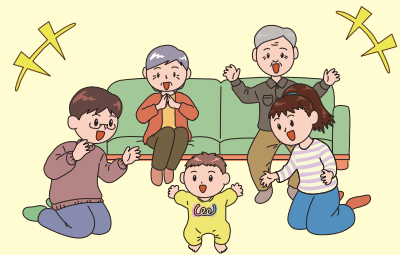
5

子育てをしている家庭のサポートが十分に
行われること、家庭で育つのが難しいこどもに
家庭と同じような環境が用意されること



6

家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会をつくること



もっと知りたい人はこちら！

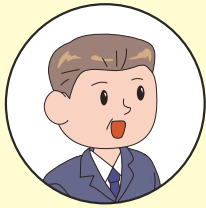
第3条(基本理念) ※一部文章を抜き出し

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

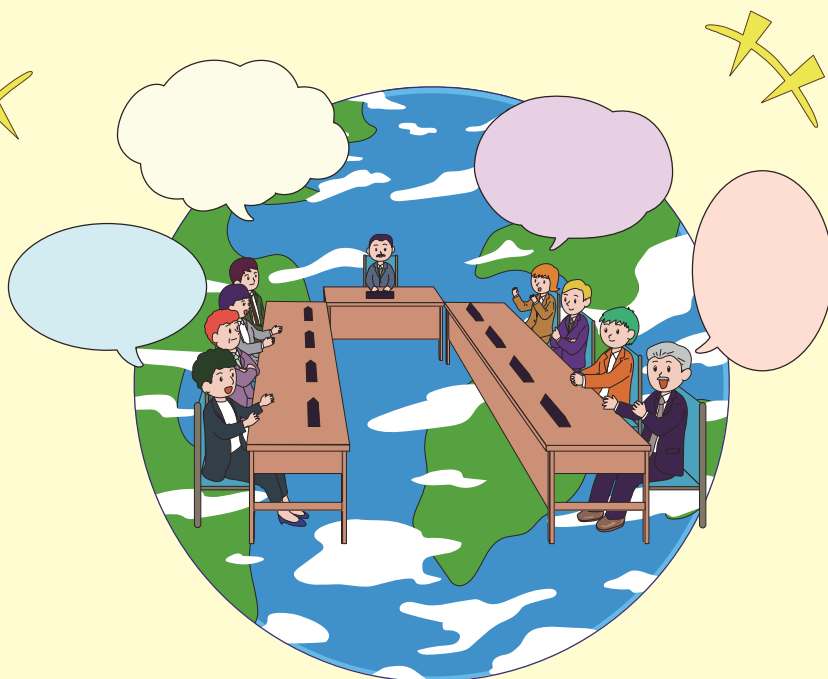
じ どう けん り かん じょうやく
「**児童の権利に関する条約**」に
ついて知^しっておこう! ①



じょうやく にほん ふく くに ちいき
この条約は、日本を含め196の国と地域が
ていやく
締約しているよ。

じょうやく たいせつ かんが かた
そして、この条約には4つの大切な考え方が
あ^きっ^きて、こども基本法^{きほんほう}を知る^し上^{うえ}でと^つても
たいせつ つぎ よ
大切だから、次のページをしっかりと読んでね!

けんり
こどもの権利についての
じょうやく
条約があるんだね。



「^{じ どう} ^{けん り} ^{かん} ^{じょうやく} 児童の権利に関する条約」について知っておこう! ②

^{じ どう} ^{けん り} ^{かん} ^{じょうやく} 児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則 ^{げんそく}

^{にほん} ^{きょうかい} 日本ユニセフ協会の
^{ふんしやう} ホームページの文章を
^{つか} そのまま使っています。

1 ^{せいめい} ^{せいぞんおよ} ^{はったつ} ^{たい} ^{けん り} ^{いのち} ^{まも} ^{せいちやう} 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

2 ^こ ^{さいぜん} ^{りえき} ^こ ^{もっと} 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 ^こ ^{い けん} ^{そんちやう} ^{い けん} ^{ひやうめい} ^{さん か} 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

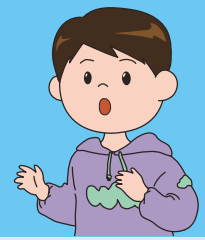
4 ^{さ べつ} ^{ぎん し} ^{さ べつ} 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

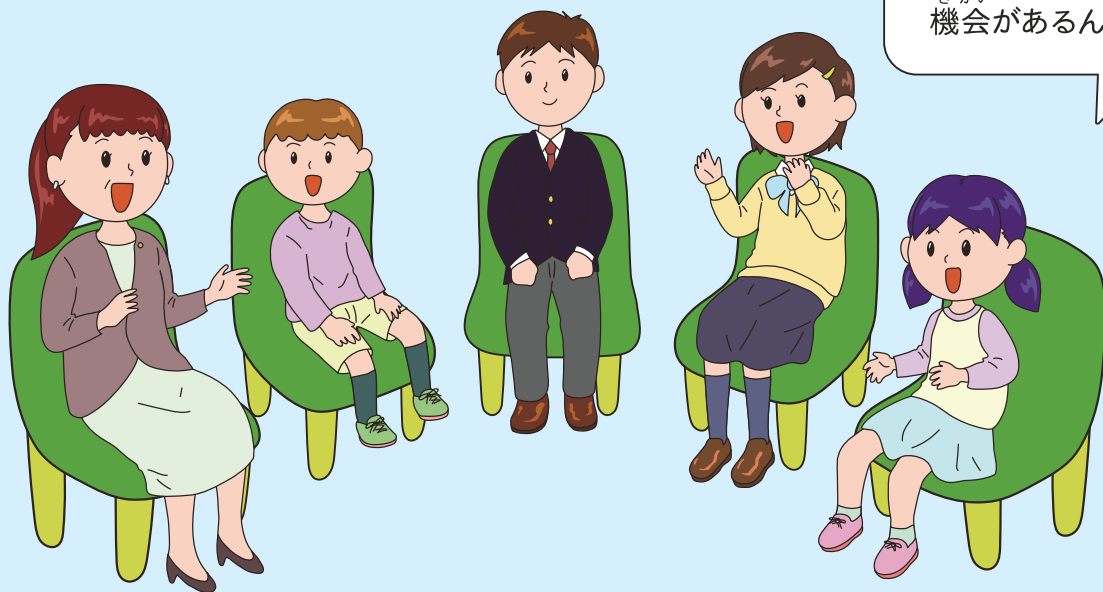
^こ ^{けんりじやうやく} ^{にほん} ^{きょうかい} 「子どもの権利条約」(日本ユニセフ協会ホームページ)はこちら
URL:https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html



Q. こども施策について意見を 言いたいんですが…？



A もちろん、こどもや若者の意見を聴きながら
国や都道府県、市区町村は、こども施策を進めていきます。



もっと知りたい人はこちら！

第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

Q. 私たちはどうやって 意見を言うの？



A

たとえば、次の方法を考えています。

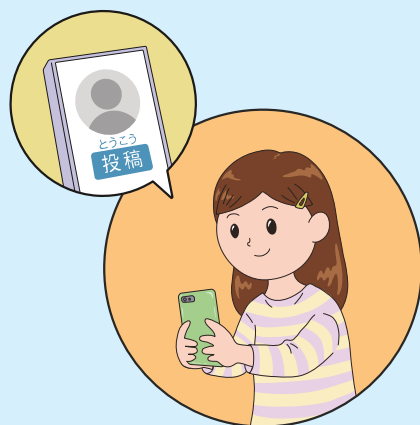
・インターネットを使ったアンケート

・行政の職員(国や地方の役所で働く人)が直接会って意見を聴く取組

・おとなの会議への子どもや若者のみなさんの参加

・子どもや若者を対象としたパブリックコメント

(国や都道府県、市区町村が意見を募集すること)

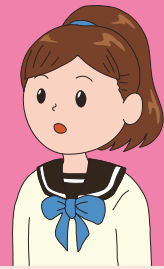


もっと知りたい人はこちら！

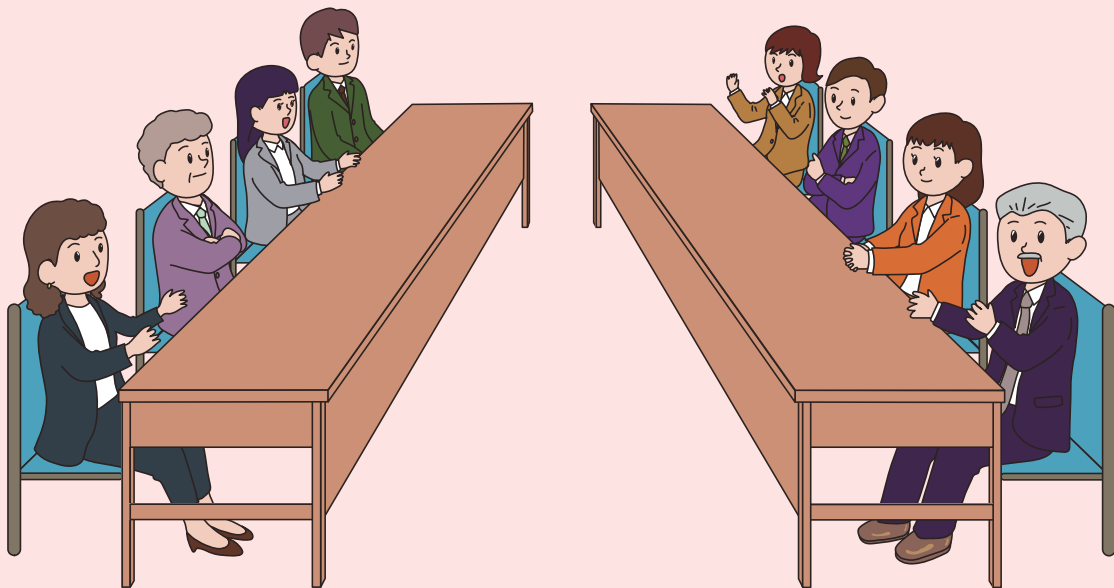
第11条(子ども施策に対する子ども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

Q. 私たちから聴いた意見は どうなるの？



A みなさんから聴いた意見を大事にして、こども施策を進めていきます。
例えば、みんなから聴いた意見をこどもに関する国の取組を話し合う
大事な会議に届けたりしていきます。
そして、国や都道府県、市区町村は、施策の目的をふまえ、
みなさんの意見が実現できるかどうかを考えながら、
こども施策に取り組んでいきます。



もっと知りたい人はこちら！

第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

わたし
私たちが
いけん いば
意見を言う場や
さかい
機会があるんだね



いけん
ぼくたちの意見を
き
聴きながら、
とく
どう取り組んでいくか
かんが
考えられていくんだね



こえ き
そうです!みなさんの声を聴きながら
わかもの しあわ く しゃかい
すべての子どもや若者が幸せに暮らせる社会にしていくのです。



Q. こども施策は どうやって進めていくの？

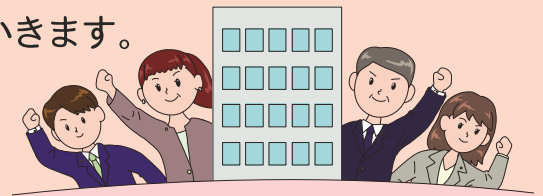


A

総理大臣をリーダーに、こどものみなさんの意見を聴きながら、

こども施策の基本的な方針(こども大綱)をつくります。

この方針をもとに、都道府県や市区町村が「こども計画」をつくり、
社会全体でこども施策に取り組んでいきます。



もっと知りたい人はこちら！

第9条(こども施策に関する大綱) ※一部文章を抜き出し

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2～7 (略)

第10条(都道府県こども計画等) ※一部文章を抜き出し

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3～5 (略)

第17条、第18条(こども政策推進会議) ※一部文章を抜き出し

こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二～四 (略)

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 (略)

Q. ^{き ほんほう}こども基本法って、もっとたくさんの ^{ひと し}人に知らせたほうがいいんじゃない？



A

そうですね！^{し さく}こども施策は^{おや}こどもや親だけのものではありません。
^{こくみん}すべての国民が^{かんが}こどものことを考え、^{し さく きょうりょく}施策に協力し、^{みんな}みんなで
「^{しゃかい}こどもまんなか社会」の^{じつげん}実現に取り組んでいくことが必要です。
だから、^{ひと し}こどものみなさんはもちろんたくさんの人に知ってもら
^{たいせつ}うことが大切です。^{き ほんほう}こども基本法はまだできたばかりです。
これからも^しもっとお知らせしていきます！



^しもっと知りたい人は^{ひと}こちら！

^{だい じょう こくみん どりょく}第7条(国民の努力)

^{だいななじょう こくみん き ほん り ねん}第七条 国民は、基本理念にのっとり、^{し さく}こども施策について^{かんしん り かい ふか}関心と理解を深めるとともに、^{くにまた}国又は
^{ちほうこうきょうだんたい じっし}地方公共団体が実施する^{し さく きょうりょく}こども施策に協力するよう^{つと}努めるものとする。

^{だい じょう ほうりつおよ じ どう けんり かん じょうやく しゅ し およ ないよう}第15条(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

^{だいじゅうごじょう くに}第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する^{じょうやく しゅ し およ ないよう}条約の趣旨及び内容について、^{こうほうかつどうとう}広報活動等を
^{つう こくみん しゅうち はか り かい え}通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう^{つと}努めるものとする。

さいご
最後まで読んでくれて
ありがとうございました！



きほんほう
「こども基本法」について

きょうみ も
興味を持ってもらえましたか？



くに とどうふけん しくちょうそん
国や都道府県、市区町村で

しさく すす
しっかりこども施策を進めていきます。

おとな しあわ
こどもも大人も、みんなが幸せな

せいかつ おく しゃかい
生活を送ることのできる社会を

つくっていきましょう！



くわ し ひと み
もっと詳しいことが知りたい人はこちらを見てね！

き ほんほう かていちょう
こども基本法やこども家庭庁について、
かんたんにわかる動画もあるよ！

き ほんほう どうが やさしい ばん
「こども基本法」動画 やさしい版



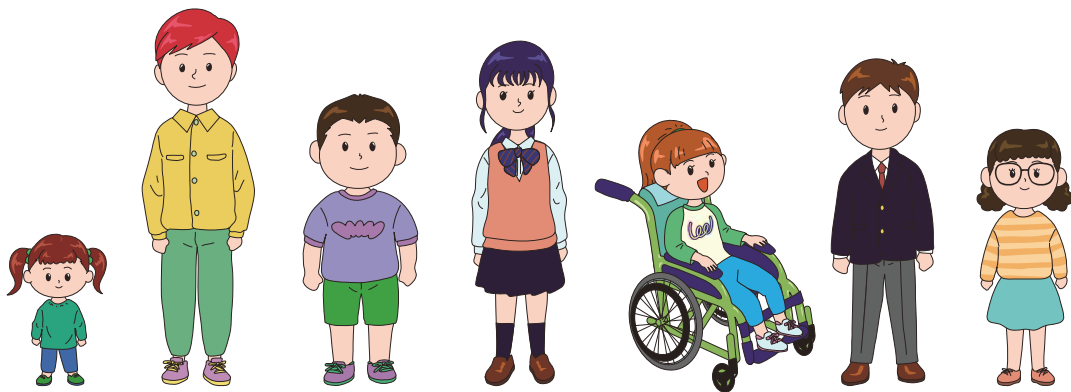
<https://youtu.be/NMw-JqACFLM>

かていちょう どうが やさしい ばん
「こども家庭庁」動画 やさしい版



https://youtu.be/c_rEkL-nYAE

※PDFでは  がある場所はクリックでアクセスできます。



こどもまんなか
こども家庭庁